

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	改善又は中止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町ラブホテル等建築規制条例第 13 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町ラブホテル等建築規制条例第 13 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町ラブホテル等建築規制条例 (命令等)</p> <p>第 13 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該ホテル等の建築について改善又は中止の勧告若しくは命令をすることができる。</p> <p>(1) 第 3 条の同意を得ないでホテル等を建築し、又は建築しようとする建築主等</p> <p>(2) 虚偽の同意申請によりホテル等を建築し、又は建築しようとする建築主等</p> <p>2 町長は、前条第 1 項に規定する立入検査を正当な理由なく拒否する建築主等に対し、立入検査に応じるように命令をすることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日